

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝霞市は個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県朝霞市長

## 公表日

令和6年4月1日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所







<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
個人住民税賦課情報ファイル、確定申告書印刷ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 部表第1の16の項 並びに地方税法等
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p><b>【情報提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号、第9号 別表第二（別表第二における情報提供の根拠）第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項）</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3, 第59条の4）</li> </ul> <p><b>【情報照会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>別表第二における情報照会の根拠）第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（第27項）</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第20条）</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部 課税課 市民税係
②所属長の役職名	課税課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日現在で、朝霞市に住民票がある者や住民票はないが居住実態がある者、被扶養者、その他課税調査対象者
その必要性	住民税の適正賦課を実施する上で、申告等情報を紐付けるために、対象者の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>①識別情報:対象者を正確に特定するために保有</li> <li>②連絡先等情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有</li> <li>③業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有</li> <li>・地方税関係情報:算出した住民税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有</li> <li>・医療保険関係情報:個人住民税申告相談時の社会保険料控除を正確に把握するために保有</li> <li>・障害福祉関係情報:対象者の非課税の判定・障害者控除の確認をするために保有</li> <li>・介護・高齢福祉関係情報:対象者の非課税の判定・障害者控除の確認、控除額を確認するために保有</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有</li> <li>・年金関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有</li> </ul> </li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	総務部 課税課 市民税係

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (生活援護課、障害福祉課、長寿はつらつ課、収納課、総合窓口課、保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、公的年金等支払者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	朝霞市の課税対象者(住登外課税者含む。)に対し適正な個人住民税の賦課を行う。 ※過去の年度において賦課決定及び賦課更正する者を含む。	
④使用の主体	使用部署	総務部課税課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法	<p>①各種申告書等の受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告情報(申告書、確定申告書、給与支払報告書、年金等支払報告書)から住民等の所得情報、控除額情報を把握する。</li> <li>・住基情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報等から非課税、減免、控除を把握する。</li> </ul> <p>②各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。</li> <li>・決定した住民税賦課額情報を元に税額通知書を作成し、発送通知する。</li> </ul> <p>③給与所得者の異動に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。</li> </ul> <p>④証明書発行、更正に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書を発行する。</li> <li>・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。</li> </ul>	
	情報の突合	(1)住基情報と、申告情報、生活保護・社会福祉関係情報等を突合して、非課税者を確認する。<上記①> (2)住基情報、地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。<上記②>
⑥使用開始日	平成28年1月1日	



4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
<b>委託事項1</b> 課税資料データ入力業務委託		
①委託内容	個人住民税システムへの給与支払報告書、年金支払報告書及び市県民税申告書の入力事務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	文書による許可申請
	⑥再委託事項	データ入力
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b> 賦課情報の運用管理業務		
①委託内容	個人住民税システムでの賦課情報ファイルの運用管理	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b> 市税納税通知書等の出力、封入封緘等業務委託		
①委託内容	①印字 市民税県民税申告書・特別徴収決定通知書・普通徴収納税通知書 ②封入封緘 市民税県民税申告書・普通徴収納税通知書	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 ジーシーシー	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項4</b> 特別徴収決定通知書封入封緘業務委託		
①委託内容	特別徴収決定通知書の封入封緘業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

③委託先名		封入封緘業者
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 62 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 33 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	別表第2の第1欄に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2
②提供先における用途	別表第2の第2欄に掲げる事務
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>移転先1</b>	別表第1の左欄に掲げる者
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1
②移転先における用途	別表第1の右欄に掲げる事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	こども・健康部こども未来課
①法令上の根拠	朝霞市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年朝霞市条例第28号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時

<b>移転先3</b>	福祉部長寿はつらつ課
①法令上の根拠	朝霞市個人番号の利用に関する条例
②移転先における用途	朝霞市介護保険利用者負担軽減対策費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	<個人住民税システムにおける措置> ①サーバーは、入退出管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ②入退出管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することをICカード+生体認証で確認することとしている。 <統合宛名システムにおける措置> ①サーバーは、入退出管理を行っている庁内のサーバー室に設置している。 ②入退出管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することをICカード+パスワードで確認することとしている。 <国税連携システム、eLTAXシステムにおける措置> ①サーバーは、一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置している。 ②朝霞市から当該サーバーへのアクセスは、アクセス権限を有する専用端末のみを使用する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
<b>7. 備考</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
確定申告書印刷ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	所得税の確定申告及び住民税の申告をする者(本人及びその配偶者・扶養親族等を含む)
その必要性	所得税の確定申告及び住民税の申告受付事務のため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="radio"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="radio"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	①識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②連絡先等情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ③業務関係情報 ・国税関係情報:対象者の所得税の確定申告を受け付け、確定申告書を印刷し税務署に引き渡すため保有 ・地方税関係情報:対象者の住民税の申告を受け付けるため保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	総務部 課税課 市民税係

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 申告者の申告 )								
③使用目的 ※	所得税の確定申告及び住民税の申告受付事務のため。								
④使用の主体	使用部署	総務部課税課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [ ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	所得税の確定申告及び住民税の申告を受け付ける。								
情報の突合	住基情報と、申告者の情報を突合して申告書を作成する。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない [ ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 委託する</td> <td style="text-align: center;">2) 委託しない</td> </tr> </table> ( ) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)									
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない								
6. 特定個人情報の保管・消去									
保管場所 ※	<個人住民税システムにおける措置> ①サーバーは、入退出管理を行っているデータセンターのサーバー室に設置している。 ②入退出管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することをICカード+生体認証で確認することとしている。  <統合宛名システムにおける措置> ①サーバーは、入退出管理を行っている庁内のサーバー室に設置している。 ②入退出管理は、サーバー室への入室権限を持つ者を事前申請により限定し、サーバー室へ入退室する者が権限を有することをICカード+パスワードで確認することとしている。								
7. 備考									

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<個人住民税賦課情報ファイル>

1. 自治体コード、2. 賦課年度、3. 宛番号、4. 徴収区分、5. 履歴No、6. 課税番号・指定番号、7. 生年月日、8. 性別、9. 受給者番号、10. 非課税区分、11. 徴収開始・終了期(月)、12. 更正開始期(月)、13. 異動区分、14. 異動事由、15. 異動処理日、16. 併徴該当区分、17. 営業所得、18. 農業所得、19. その他事業所得、20. 不動産所得、21. 利子所得、22. 配当所得、23. 私募証券外貨建以外、24. 私募証券外貨建、25. 信託配当所得、26. 給与収入、27. 専従給与収入、28. 給与所得、29. 年金収入、30. 雑所得、31. (総合課税)短期譲渡所得、32. (総合課税)長期譲渡所得、33. 一時所得、34. 一時所得特別控除額、35. (総合課税)退職所得、36. 特定支出控除、37. 所得金額調整控除額、38. 総合所得合計、39. 変動当年所得、40. 変動前年所得、41. 変動前々年所得、42. 臨時所得、43. (分離課税)退職所得、44. 肉用牛免税所得、45. 肉用牛免税対象外売却額、46. 土地等の事業雑所得、47. 短期譲渡所得(一般)、48. 短期譲渡所得(軽減)、49. 短期特別控除額、50. 長期譲渡所得(一般)、51. 長期譲渡所得(特定)、52. 長期譲渡所得(軽減)、53. 分離譲渡特定損失、54. 繰越損失居住用財産、55. 長期譲渡所得・特別控除額、56. 一般株式等譲渡所得、57. 上場株式等譲渡所得、58. 上場株式等の配当等所得、59. 先物取引所得、60. 山林所得、61. 山林特別控除額、62. 合計所得金額、63. 繰越損失、64. 純損失、65. 繰越損失株式等譲渡、66. 繰越株式等(配当分)、67. 繰越損失先物取引、68. 繰損特定投資、69. 老年者、70. 寡婦、71. 寡婦特別、72. 寡夫、73. ひとり親、74. 勤労学生、75. 控除対象配偶者、76. 老人控除対象配偶者、77. 同一生計配偶者、78. 同居老親等扶養親族数、79. 老人扶養親族数、80. 特定扶養親族数、81. 一般扶養者数、82. 年少扶養控除、83. 同居特別障害者数、84. 扶養特別障害者数、85. 扶養親族中の普通障害者数、86. 雑損控除、87. 医療費支払額、88. スイッチOTC支払額、89. 医療費控除、90. 社会保険料控除、91. 小規模企業共済掛金控除、92. 住民税・寄附金控除、93. 生命保険・個人年金支払額、94. 生命保険・住民税控除額、95. 地震保険支払額、96. 地震保険・旧長期支払額、97. 地震保険・住民税控除額、98. 控除対象配偶者の控除額、99. 配偶者所得、100. 配偶者特別控除、101. 特定扶養分控除額、102. 同居老人扶養控除額、103. 老人扶養控除額、104. 一般扶養分控除額、105. 同居特別障害者にかかる控除額、106. (扶養)特別障害者にかかる控除額、107. (扶養)普通障害者にかかる控除額、108. (本人)障害(特障)にかかる控除額、109. (本人)障害(普障)にかかる控除額、110. (本人)老年者にかかる控除額、111. (本人)寡婦にかかる控除額、112. (本人)寡婦特別にかかる控除額、113. (本人)寡夫にかかる控除額、114. (本人)ひとり親控除額、115. (本人)勤労学生控除、116. 基礎控除額、117. 控除額合計、118. (税額控除)災害減免額、119. (税額控除)外国税額控除、120. 政党寄附金控除、121. 夫有区分、122. 未成年、123. 生活保護、124. 租税条約、125. 確定申告書区分、126. 均等割区分、127. 家屋敷区分、128. 専従青白区分、129. 専従配偶者、130. 配偶者以外の事業専従者の人数、131. 専従者控除額、132. 配当割額控除、133. 株式等譲渡所得割額控除、134. 住宅借入金控除可能額、135. 調整控除額(市)※平成19年度改正対応、136. 調整控除額(県)※平成19年度改正対応、137. 税額控除\_\_配当控除(市)、138. 税額控除\_\_配当控除(県)、139. 住宅借入金控除(市)、140. 住宅借入金控除(県)、141. 寄附金税額控除(市)、142. 寄附金税額控除(県)、143. 税額控除\_\_外国税額控除(市)、144. 税額控除\_\_外国税額控除(県)、145. 税額調整(市)、146. 税額調整(県)、147. 税源移譲に伴う減額措置(市)、148. 税源移譲に伴う減額措置(県)、149. 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(市)、150. 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額(県)、151. 配当割・株式所得割控除不足額、152. 所得割額(市)、153. 均等割額(市)、154. 所得割額(県)、155. 均等割額(県)、156. 年税額、157. 還付額、158. 充当額



<確定申告書印刷ファイル>

1. 自治体コード、2. 処理年度、3. 申告者個人番号、4. 納税者番号、5. 営業収入金額、6. 営業経費、7. 営業専従控除額、8. 営業源泉徴収税額、9. 営業所得金額、10. 農業収入金額、11. 農業経費、12. 農業専従控除額、13. 農業所得金額、14. 不動産収入金額、15. 不動産必要経費、16. 不動産専従控除額、17. 不動産源泉徴収税額、18. 不動産所得金額、19. 利子収入金額、20. 利子源泉徴収税額、21. 利子所得金額、22. 配当収入金額、23. 配当必要経費、24. 配当源泉徴収税額、25. 配当所得金額、26. 給与収入金額、27. 専従給与収入金額、28. 給与源泉徴収税額、29. 給与所得金額、30. 公的年金収入金額、31. 公的年金源泉徴収税額、32. 公的年金所得金額、33. 雑(公的年金以外)収入金額、34. 雑(公的年金以外)必要経費、35. 雑(公的年金以外)源泉徴収税額、36. 雑(公的年金以外)所得金額、37. 雑所得金額、38. 譲渡(総合短期)収入金額、39. 譲渡(総合短期)必要経費、40. 譲渡(総合短期)差引所得金額、41. 譲渡(総合短期)特別控除額、42. 譲渡(総合短期)所得金額、43. 譲渡(総合長期)収入金額、44. 譲渡(総合長期)必要経費、45. 譲渡(総合長期)差引所得金額、46. 譲渡(総合長期)特別控除額、47. 譲渡(総合長期)所得金額、48. 一時収入金額、49. 一時必要経費、50. 一時差引所得金額、51. 一時特別控除額、52. 一時所得金額、53. 退職所得(申告不要分)、54. 所得金額調整控除額、55. 総合分所得金額、56. 譲渡(分離短期一般)収入金額、57. 譲渡(分離短期一般)必要経費、58. 譲渡(分離短期一般)特別控除、59. 譲渡(分離短期一般)所得金額、60. 譲渡(分離短期軽減)収入金額、61. 譲渡(分離短期軽減)必要経費、62. 譲渡(分離短期軽減)特別控除、63. 譲渡(分離短期軽減)所得金額、64. 譲渡(分離短期内損通後)所得金額、65. 譲渡(分離長期一般)収入金額、66. 譲渡(分離長期一般)必要経費、67. 譲渡(分離長期一般)特別控除、68. 譲渡(分離長期一般)所得金額、69. 譲渡(分離長期特定)収入金額、70. 譲渡(分離長期特定)必要経費、71. 譲渡(分離長期特定)特別控除、72. 譲渡(分離長期特定)所得金額、73. 譲渡(分離長期軽減)収入金額、74. 譲渡(分離長期軽減)必要経費、75. 譲渡(分離長期軽減)特別控除、76. 譲渡(分離長期軽減)所得金額、77. 譲渡(分離長期内損通後)所得金額、78. 株譲渡(未公開分)収入金額、79. 株譲渡(未公開分)必要経費、80. 株譲渡(未公開分)差引所得金額、81. 株譲渡(未公開分)特別控除、82. 株譲渡(未公開分)所得金額、83. 株譲渡(上場分)収入金額、84. 株譲渡(上場分)必要経費、85. 株譲渡(上場分)差引所得金額、86. 株譲渡(上場分)特別控除、87. 株譲渡(上場分)源泉徴収税額、88. 株譲渡(上場分)所得金額、89. 株式配当収入金額、90. 株式配当必要経費、91. 株式配当特別控除、92. 株式配当所得金額、93. 株譲渡(株譲渡内損通後)所得金額、94. 先物取引所得金額、95. 先物取引必要経費、96. 先物取引特別控除、97. 先物取引所得金額、98. 山林収入金額、99. 山林必要経費、100. 山林専従控除、101. 山林所得金額、102. 分離退職収入金額、103. 分離退職必要経費、104. 分離退職源泉徴収税額、105. 分離退職所得金額、106. 分離退職勤続年数、107. 分離退職退職理由、108. 所得種類、109. 所得種目、110. 支払先住所、111. 支払先氏名(事業所名等)、112. 特例適用条文、113. 雑損控除:損害年月日、114. 雑損控除:損害を受けた資産の種類、115. 雑損控除:損害金額、116. 雑損控除:補てん金額、117. 雑損控除:災害関連支出の金額、118. 雑損控除額、119. 医療費控除:医療を受けた人、120. 医療費控除:医療を受けた人の続柄、121. 医療費控除:病院・薬局等の所在地・名称、122. 医療費控除:支払医療費、123. 医療費控除:補てん金額、124. 医療費控除:差引負担額、125. 医療費控除額、126. 社会保険料控除:種類、127. 社会保険料控除額、128. 小規模企業共済控除:種類、129. 小規模企業共済等掛金控除額、130. 生命保険料控除:保険金受取人の氏名、131. 生命保険料控除:受取人の続柄、132. 生命保険料控除:生命保険種類、133. 生命保険料控除:保険会社名、134. 生命保険料控除:支払保険料、135. 生命保険料控除:支払保険料計(旧一般)、136. 生命保険料控除:支払保険料計(旧個人)、137. 生命保険料控除:支払保険料計(新一般)、138. 生命保険料控除:支払保険料計(新個人)、139. 生命保険料控除:支払保険料計(介護医療)、140. 地震保険料控除(旧長期):支払保険料、141. 地震保険料控除(旧長期):支払保険料計、142. 地震保険料控除(地震):支払保険料、143. 地震保険料控除(地震):支払保険料計、144. 寄附金控除(特定):寄附先の所在地・名称、145. 寄附金控除(特定):寄附金額、146. 寄附金控除額、147. 寡婦控除:寡婦名称、148. 寡婦控除:寡婦区分、149. 寡婦控除額、150. ひとり親控除:控除区分、151. ひとり親控除額、152. 勤労学生控除:学校名、153. 勤労学生控除:控除区分、154. 勤労学生控除額、155. 障害者控除該当者氏名、156. 障害者控除額計、157. 配偶者控除該当者氏名、158. 配偶者控除該当者生年月日、159. 配偶者控除額、160. 配偶者特別控除額、161. 配偶者合計所得金額、162. 扶養控除該当者氏名、163. 扶養控除額該当者生年月日、164. 扶養控除額該当者続柄、165. 扶養控除額計、166. 事業専従者氏名、167. 事業専従者生年月日、168. 事業専従者続柄、169. 事業専従者事業専従月数、170. 事業専従者仕事内容、171. 住民税・事業税:16歳未満扶養親族氏名、172. 住民税・事業税:16歳未満扶養親族続柄、173. 住民税・事業税:16歳未満扶養親族生年月日、174. 住民税・事業税:16歳未満扶養親族住所、175. 住民税・事業税:配当所得特例、176. 住民税・事業税:非居住者特例、177. 住民税・事業税:配当割額控除額、178. 住民税・事業税:株式譲渡所得割額控除額、179. 住民税・事業税:寄附金税額控除(都道府県/市区町村)、180. 住民税・事業税:寄附金税額控除(日赤)、181. 住民税・事業税:寄附金税額控除(条例都道府県)、182. 住民税・事業税:寄附金税額控除(条例市区町村)、183. 住民税・事業税:徴収方法、184. 住民税・事業税:別居氏名、185. 住民税・事業税:別居住所、186. 住民税・事業税:専従者氏名、187. 住民税・事業税:専従者住所、188. 住民税・事業税:非課税所得番号、189. 住民税・事業税:非課税所得所得金額、190. 住民税・事業税:不動産所得、191. 住民税・事業税:特別控除額、192. 住民税・事業税:譲渡損失、193. 住民税・事業税:開始廃止コード、194. 住民税・事業税:開始廃止年月、195. 住民税・事業税:譲渡損失他フラグ

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容&gt;</p> <p>① 税務システムへ情報の登録の際に、申告書等の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>② 申告書等をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認（ダブルチェック）を行う。</p> <p>③ 税務システムの操作者を記録しており、目的外の情報の入手が行われていないかについて操作ログを保存する。</p> <p>④ 申告書等の入手に当たっては、必要な情報のみを記載する様式としており、また記載要領を提示し、必要な情報以外は入手しないようにする。</p> <p>&lt;不正確な特定個人情報の入手を防止するための措置の内容&gt;</p> <p>① 窓口において、対面で身分証明書等の提示を受け、本人確認を行う。 ※ 身分証明書とは、個人番号カード、運転免許証等の官公署から発行され又は発給された書類その他これに類する書類である。</p> <p>② 個人番号カード等の提示を受け本人確認を行う。</p> <p>③ 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行った者以外の者が必ず内容を確認する。</p> <p>④ 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、朝霞市で定める規程に基づいて管理し、保管する。</p> <p>⑤ 情報に誤りがあった場合に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。</p> <p>&lt;特定個人情報を入手する際に漏えい・紛失することを防止するための措置の内容&gt;</p> <p>① 操作者を定められた方法によって認証することで限られた者しかアクセスさせない。</p> <p>② 申告書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができる書庫等に保管する。</p> <p>③ 税務システムと接続するネットワークは、外部接続できないような措置を講じたネットワークで構成する。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;宛名システム等における措置の内容&gt;</p> <p>① 個人番号利用業務以外の業務では、個人番号が含まれない画面表示とする。</p> <p>② 個人番号利用業務以外の業務から賦課徴収情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供し、個人番号には一切アクセスできないようアクセス制御を行う。</p> <p>&lt;事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容&gt;</p> <p>その他のシステムから不正にアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにする。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない

具体的な管理方法

- ①定められた方法により認証を行う。ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。
- ②システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。

その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	①秘密等の保持 ②再委託の禁止又は制限 ③目的外利用の禁止 ④複写又は複製の禁止 ⑤返還義務 ⑥事故報告義務	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	現地における作業状況の検査を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	①番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとする。 ②庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとする。 ③職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにする。 ④USBメモリ等の外部媒体を使用する度に責任者の許可を得た上で使用し、その記録を残す。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ①共通基盤を介した各種照会情報の入手については、操作ログを取得し追跡可能な形式で管理する。
- ②共通基盤を介して各種照会情報を入手することで、権限管理機能により、あらかじめ許可された移転先と、必要と認められた範囲の情報に限定して利用できる仕組みとする。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;システム機能面における措置&gt;</p> <p>①統合宛名システムの連携機能により、あらかじめ許可された職員と事務以外では情報を参照できないようにアクセス制御するとともに、番号法上認められた特定個人情報以外の項目を照会・参照できないように対応する。</p> <p>②ログ管理機能により、不適切な操作や連携を抑止する仕組みとする。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------------------------------------

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施する。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へアクセスする情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、機微な特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応する。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------------------------------------

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞  
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。  
 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞  
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保する。  
 ②中間サーバーと朝霞市については仮想専用線等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保する。  
 ③特定個人情報を管理するデータベースは地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  
 ④特定個人情報の管理を朝霞市のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	保存年限は地方税法に基づくこととし、期限を経過した情報は消去することとする。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞  
 ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。  
 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  
 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	①個人情報保護管理責任者を設置し、職員に対し随時指導・啓発を行っている。 ②全庁的な個人情報保護に関する研修を積極的に受講することにより、職員の個人情報保護への意識啓発に努めている。 ③委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 ④違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。 ⑤中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる従業者及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ⑥中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
個人情報の取扱いに関しては、朝霞市個人情報保護条例、朝霞市情報セキュリティポリシー等に準ずる。 <b>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</b> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
確定申告書印刷ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容&gt;</p> <p>①申告書作成のための情報をシステムに入力後、別の担当者が審査者として確認(ダブルチェック)を行う。</p> <p>②税務システムの操作者を記録しており、目的外の情報の入手が行われていないかについて操作ログを保存する。</p> <p>③申告書作成のための情報の入手に当たっては、必要な情報のみを記載する様式としており、また記載要領を提示し、必要な情報以外は入手しないようにする。</p> <p>&lt;不正確な特定個人情報の入手を防止するための措置の内容&gt;</p> <p>①特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、その作業を行った者以外の者が必ず内容を確認する。</p> <p>②情報に誤りがあった場合に訂正を行う場合には、所属長の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。</p> <p>&lt;特定個人情報を入手する際に漏えい・紛失することを防止するための措置の内容&gt;</p> <p>①操作者を定められた方法によって認証することで限られた者しかアクセスさせない。</p> <p>②申告書等については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、施錠ができる書庫等に保管する。</p> <p>③税務システムと接続するネットワークは、外部接続できないような措置を講じたネットワークで構成する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	その他のシステムから不正にアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにする。
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>①定められた方法により認証を行う。ユーザごとに利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施する。</p> <p>②システムの利用できる端末を制限することにより、不要な端末からの利用ができないようにする。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	







8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分にしている ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<p>①個人情報保護管理責任者を設置し、職員に対し随時指導・啓発を行っている。</p> <p>②全庁的な個人情報保護に関する研修を積極的に受講することにより、職員の個人情報保護への意識啓発に努めている。また、確定申告受付期間の前に、個人情報の取扱いに関する内容を含む研修を実施する。</p> <p>③委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。</p> <p>④違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p>
10. その他のリスク対策	
個人情報の取扱いに関しては、朝霞市個人情報保護条例、朝霞市情報セキュリティポリシー等に準ずる。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	朝霞市 市長公室 市政情報課 市政情報係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-1759
②請求方法	市政情報コーナーにおいて、指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	朝霞市 総務部 課税課 市民税係 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号 電話048-463-2852
②対応方法	問い合わせの受付時に、その対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年3月29日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月22日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 安岡誠治	課税課長 清水 豊	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2	なし	福祉部こども未来課	事後	重要な変更の対象である記載項目には該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ①法令上の根拠	なし	朝霞市個人番号の利用に関する条例	事後	重要な変更の対象である記載項目には該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ②移転先における用途	なし	朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例(平成4年朝霞市条例第28号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	重要な変更の対象である記載項目には該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ③移転する情報	なし	個人住民税関係情報	事後	重要な変更の対象である記載項目には該当しない。

平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ④移転する情報の対象となる本人の数	なし	10万人以上100万人未満	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	なし	個人住民税課税対象者とその被扶養者等	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ⑥移転方法	なし	[O]庁内連携システム	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成28年4月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 個人住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) ⑦時期・頻度	なし	当初賦課決定及び更正決定時	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月1日	I 関連情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課税課長 清水 豊	課税課長 堤田 俊雄	事後	人事異動による変更のため、重要な変更には該当しない。

<p>平成29年4月28日</p>	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容</p>	<p>&lt;概要&gt; 地方税法に基づき、住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個人住民税を計算し賦課決定し、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</p>	<p>&lt;概要&gt; 地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 住民・国税庁から提出された申告情報、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書等の課税資料を収集し、個人住民税の計算・賦課決定を行い、通知する。賦課決定に際し、又は賦課決定した後においても、必要に応じ税務調査を実施し、公平・公正な賦課決定又は賦課更正を行う。 また、住民からの要請に応じ、賦課された個人住民税情報から課税証明書・所得証明書を発行する。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更の対象である記載項目に該当しない。</p>
<p>平成29年4月28日</p>	<p>I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容</p>	<p>&lt;事務処理の流れ&gt; ①納税義務者からの申告及び給与・年金支払者等による報告、届出等を受け付け内容確認 ②他自治体からの調査回答、朝霞市より他自治体へ税務調査実施 ③個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④住民登録外の課税に伴う他自治体への通知 ⑤個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定並びにその通知 ⑥住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑦未申告者に対して現地調査を実施 ⑧他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑨賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</p>	<p>&lt;事務処理の流れ&gt; ①納税義務者からの申告及び給与・年金支払者等による報告、届出等を受け付け内容確認 ②賦課に必要な情報(生活保護関係情報等)を照会し取得 ③住民登録が無い場合、情報を住基ネット経由で取得 ④他自治体からの調査回答、朝霞市より他自治体へ税務調査実施 ⑤個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ⑥住民登録外の課税に伴う他自治体への通知 ⑦個人住民税の減免申請書の受理及び承認または却下の決定並びにその通知 ⑧住民・給与支払者等からの各種申請・届出書(給与所得者異動届出書等)の受理 ⑨未申告者に対して現地調査を実施 ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更の対象である記載項目に該当しない。</p>

<p>平成29年4月28日</p>	<p>I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能</p>	<p>地方税法に基づく住民税の課税等を管理するシステムで、以下の機能を有する。</p> <p>①宛名管理 氏名・住所等の基本情報を管理する機能 ②住民税課税 賦課期日時点での住民税の課税額の算出 ③異動更正 徴収方法の異動及び税額更正 ④証明発行 市県民税課税証明書等を発行する機能</p>	<p>住民税の課税等を管理するシステムで、以下の機能を有する。</p> <p>①宛名管理 氏名・住所等の基本情報を管理する。 ②住民税課税 住民税・所得税の申告関係書類、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書等の課税情報を入力する。申告受付支援機能により、市民の市県民税申告相談について円滑に対応する。課税情報から税額計算を実施して賦課決定する。特別徴収税額の決定通知書、普通徴収による納税者及び年金特徴者用の納税通知書を作成する。 ③異動更正 徴収方法の異動及び税額更正を行う。 ④証明発行 市県民税課税証明書等を発行する。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更の対象である記載項目に該当しない。</p>
<p>平成29年4月28日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の16の項 並びに地方税法等</p>	<p>番号法第9条第1項、第2項、第3項 別表第一第16項2. 番号法第19条第9号、第13号3. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更の対象である記載項目に該当しない。</p>
<p>平成29年4月28日</p>	<p>I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項) 並びに地方税法等</p>	<p>・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更の対象である記載項目に該当しない。</p>



平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	・業務関係情報 [ ]医療保険関係情報 [ ]障害福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報	下記を追加・業務関係情報 [○]医療保険関係情報 [○]障害福祉関係情報 [○]介護・高齢者福祉関係情報	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	①識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②連絡先等情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ③業務関係情報 ・国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 ・地方税関係情報:算出した住民税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 ・年金関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有	①識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ②連絡先等情報:対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ③業務関係情報 ・国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 ・地方税関係情報:算出した住民税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・医療保険関係情報:個人住民税申告相談時の社会保険料控除を正確に把握するために保有 ・障害福祉関係情報:対象者の非課税の判定・障害者控除の確認をするために保有 ・介護・高齢福祉関係情報:対象者の非課税の判定・障害者控除の確認、控除額を確認するために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:生活保護関連の給付情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 ・年金関係情報:対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署(福祉課、障害福祉課、長寿はつらつ課、収納課、総合窓口課)	[○]評価実施機関内の他部署(福祉課、障害福祉課、長寿はつらつ課、収納課、総合窓口課、保険年金課)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 56件	提供を行っている 58件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	移転を行っている 22件	移転を行っている 25件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1		別紙1を修正	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1		別紙2を修正	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ⑥提供方法	[ ]紙	下記を追加 [○]紙	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成29年4月28日	公表日	平成28年5月20日	平成29年4月28日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	公表日	平成29年4月28日	平成30年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ① 入手元	[○]評価実施機関内の他部署 (福祉課、障害福祉課、長寿はつらつ課、収納課、総合窓口課、保険年金課)	[○]評価実施機関内の他部署 (生活援護課、障害福祉課、長寿はつらつ課、収納課、総合窓口課、保険年金課)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	移転を行っている 25件	移転を行っている 27件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1		別紙2を修正	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2	福祉部こども未来課	こども・健康部こども未来課	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成30年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	なし	福祉部長寿はつらつ課	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	公表日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課税課長 堤田 俊雄	総務部次長兼課税課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。
平成31年3月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	再委託有無について 再委託しない	再委託有無について 再委託する	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和2年4月1日	公表日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている 58件	提供を行っている 60件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	移転を行っている 27件	移転を行っている 28件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	公表日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	総務部次長兼課税課長	課税課長	事後	評価書の項目変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。

令和3年4月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録事項	別添1	別添1を修正	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	公表日	令和3年4月1日	令和3年9月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号、第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	・番号法第19条第8号、第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和3年9月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)</p> <p>①法令上の根拠</p>	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和3年9月1日	<p>III リスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</p> <p>リスク1: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	公表日	令和3年9月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和4年4月1日	<p>I 基本情報</p> <p>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p> <p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号、第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項)(別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」、「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項、第28項)</p>	<p>【情報提供】</p> <p>・番号法第19条第8号、第9号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85-2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第6条, 第7条, 第8条, 第10条, 第12条, 第13条, 第14条, 第16条, 第19条, 第20条, 第21条, 第22条, 第22条の3, 第22条の4, 第23条, 第24条, 第24条の2, 第24条の3, 第25条, 第26条の3, 第27条, 第28条, 第31条, 第31条の2の2, 第31条の3, 第32条, 第33条, 第34条, 第35条, 第36条, 第37条, 第38条, 第39条, 第39条の2, 第40条, 第43条, 第43条の3, 第43条の4, 第44条, 第44条の5, 第45条, 第47条, 第49条, 第49条の2, 第51条, 第53条, 第54条, 第55条, 第58条, 第59条, 第59条の2の2, 第59条の2の3, 第59条の3, 第59条の4)</p> <p>【情報照会】</p> <p>・別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)</p>	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転</p> <p>提供・移転の有無</p>	提供を行っている 60件	提供を行っている 62件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和4年4月1日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転</p> <p>提供・移転の有無</p>	移転を行っている 28件	移転を行っている 33件	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。

令和5年4月1日	公表日	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和5年4月1日	V評価実施手続 1基礎項目 評価①実施日	令和4年3月29日	令和5年3月29日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	公表日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。
令和6年4月1日	V評価実施手続 1基礎項目 評価①実施日	令和5年3月29日	令和6年3月29日	事後	重要な変更の対象である記載項目に該当しない。